

## アフターケアの実施期間と継続について

アフターケアの対象傷病	原則とする実施 期間の限度	継続実施の可否		健康管理手帳 の有効期間
		可	否	
①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症	治ゆ後3年	○		3年間
②せき髄損傷	なし	◎		3年間
③頭頸部外傷症候群等	治ゆ後2年			2年間
頭頸部外傷症候群			○	
頸肩腕症候群			○	
一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く。）		○		
外傷による脳の器質的損傷		○		
腰痛			○	
減圧症		○		
④尿路系障害	治ゆ後3年	○		3年間
⑤慢性肝炎	治ゆ後3年	○		3年間
⑥白内障等の眼疾患	治ゆ後2年	○		2年間
⑦振動障害	治ゆ後2年	○		2年間
⑧大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	治ゆ後3年	○		3年間
⑨人工関節・人工骨頭置換	なし	◎		3年間
⑩慢性化膿性骨髄炎	治ゆ後3年	○		3年間
⑪虚血性心疾患等	治ゆ後3年	○		3年間
うち、ペースメーカ等を植え込んだ者	なし	◎		3年間
⑫尿路系腫瘍	治ゆ後3年	○		3年間
⑬脳血管疾患	治ゆ後3年	○		3年間
⑭有機溶剤中毒等	治ゆ後3年	○		3年間
⑮外傷による末梢神経損傷	治ゆ後3年	○		3年間
⑯熱傷	治ゆ後3年	○		3年間
⑰サリン中毒	治ゆ後3年	○		3年間
⑱精神障害	治ゆ後3年	○		3年間
⑲循環器障害	治ゆ後3年	○		3年間
うち、人工弁又は人工血管に置換した者	なし	◎		3年間
⑳呼吸機能障害	治ゆ後3年	○		3年間
㉑消化器障害	治ゆ後3年	○		3年間

※ 「継続実施の可否」欄の「可」に○印が付いている対象傷病について、「原則とする実施期間の限度」を超えてアフターケアを継続実施できる期間は、「医学的に必要な期間」としている。